



General

民法の一部を改正する法律、4月に施行

令和2年4月1日、民法の一部を改正する法律（以下「改正民法」といいます。）が一部の例外を除き施行されます。改正民法は、明治29年（1896年）の民法制定以来、約120年ぶりに同法の債権関係の分野を大幅に改正するものであり、企業の契約実務にも相当程度の影響が及ぶと見込まれています。主な改正点については [2017年5月号](#) でご紹介しているのをご参照下さい。

改正民法は原則として施行日以降に締結される契約に適用されるため（改正民法附則第34条第1項）、施行が目前となった現時点においては、施行日以降の締結に向けて交渉されている契約についてはもちろん、社内で準備されている各種契約書のひな型についても施行日より前に、改正民法の内容を踏まえ修正の要否を検討し、必要な修正を行うことが求められます。

なお、長期にわたる契約関係が想定される場合、いわゆる自動更新条項が規定されている契約が多く見受けられます。かかる自動更新条項が規定されている契約が改正民法施行日以降に自動更新された場合、当事者の明示の意思表示は改正民法施行日以降になされていないため、現行民法と改正民法のどちらが適用されるのかについて議論がされています。この点、立案担当者は上記のような自動更新であっても改正民法が適用されるとの見解を示しており、そのことを前提に対応を進めることが安全であろうと考えられます。

上記で述べた他にも、個々の契約ごとに検討すべき点が種々存在すると想定されます。必要な準備を早急に進めることが求められます。

General

デジタルプラットフォーム事業に関する規制の導入等

令和元年12月から同2年2月にかけて、デジタルプラットフォーム事業に関する新たな規制が導入され、また、新たな法案が閣議決定されました。

令和元年12月17日、公正取引委員会は、デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法の考え方を策定・公表しました。このガイドラインの主な内容は [2019年9月・10月号](#) でご紹介しているのをご参照ください。

同日、公正取引委員会は、企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針（以下「企業結合ガイドライン」といいます。）及び企業結合審査の手続きに関する対応指針（以下「企業結合手続対応方針」といいます。）を改正しました。

企業結合ガイドラインには、プラットフォーム事業に関する一定の取引分野を確定するにあたっての考慮事項、ネットワーク効果、品質又は技術競争から生じる競争の実質的制限、データに関する競争といった、大幅な改正が規定されました。また、企業結合ガイドラインは、垂直型企業結合・混合型企業結合における競争の実質的制限について、新たな理論を導入しました。垂直型企業結合とは、同一のサプライチェーンにおいて異なる段階の事業を営む企業（例えば、製造業者と小売業者）の企業結合をいいます。混合型企業結合とは、競合しておらず、また、同一の垂直的なサプライチェーンにない製品に関する取引を説明するために使用されています。企業結合ガイドラインの混合型企業結合に関する新たな項目は、潜在的な競争者、組み合わせて供給される商品、又は、技術的に組み合わせられる商品が関連する合併から生じる競争の実質的制限についての理論を詳細に記載しています。

企業結合手続対応方針の改正は、企業結合当事会社が当局に対して通知を行うことを公正取引委員会が期待する取引の種類を拡張しています。特に、企業結合手続対応方針は、企業結合当事会社に対し、買収に係る対価の総額が大きく、国内の需要者に影響を与えると見込まれる企業結合計画について、任意に企業結合審査を受けるよう求めています。また、公正取引委員会は、買収に係る対価の総額が400億円を超え、かつ、以下のいずれかを満たす場合に、公正取引委員会に相談をすることを推奨しています。

- 被買収会社の事業拠点や研究開発拠点が日本に所在する場合
- 被買収会社が国内の需要者を対象に営業活動を行っている（日本語のウェブサイトを開設したり、日本語のパンフレットを用いる等）
- 被買収会社の国内売上高合計額が1億円を超える場合

さらに、企業結合手続対応方針の改正では、企業結合審査において当事会社の内部文書が参考とされることが明記されました。

令和2年2月18日には、特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案が閣議決定されました。この法律案は、デジタルプラットフォームのうち、特に取引の透明性及び公正性を高める必要性の高いものを提供する事業者を特定デジタルプラットフォーム提供者と定義し、特定デジタルプラットフォーム提供者に対し、契約条件を含む一定の情報の開示や条件変更時のユーザーへの事前通知を義務づけています。この法律案は、また、特定デジタルプラットフォーム提供者に対し、経済産業大臣が定める指針を踏まえた手続・体制の整備を求めています。加えて、独占禁止法違反のお



それがあると認められる事案を把握した場合には、経済産業大臣が、公正取引委員会に対し、同法に基づく対処を要請できる仕組みを設けています。

Privacy ▶ **日英間の個人データ移転に英 EU 離脱の影響なし** 令和2年1月31日、個人情報保護委員会は、英国の欧州連合離脱後も、従来の日英相互間の円滑な個人データ移転を図る枠組みが維持されることを確認する告示を行いました。当該従来の両国間の枠組みについては、[2018年8月号](#)及び[2018年10月号](#)をご参照下さい。

Labor ▶ **賃金請求権の消滅時効期間の見直し等** 令和2年2月4日、労働基準法の一部を改正する法律案（以下「改正案」といいます。）が国会に提出されました。改正案では、賃金（退職手当を除く。）の請求権の消滅時効期間が5年間に延長されるとともに、消滅時効の起算点について、請求権を行使することができる時（すなわち賃金支払日）であることが明確化されます。ただし、消滅時効期間は当分の間3年間とするとされています。施行期日は令和2年4月1日が予定されており、施行日以後に賃金支払日が到来する賃金請求権について、新たな消滅時効期間が適用されます。なお、退職手当請求権の消滅時効期間については、現行法通り5年間となります。